

神奈川県労働局発表  
平成23年1月6日

担当	神奈川県労働局雇用均等室 室長 大西ふみ子 地方短時間労働指導官 荒井 麻希 地方短時間労働指導官 大塚 利佳 電話 045-211-7380
----	---

## 平成23年度「均等・両立推進企業表彰」 候補企業の公募について

～ ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業  
ファミリー・フレンドリーな企業を表彰します～

厚生労働省では「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組(ポジティブ・アクション)」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の企業の模範ともいえるべき取組を推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表彰」を実施し、候補企業を公募しています。  
応募受付期間は平成23年1月1日から3月31日までです。

### 1 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰 ...厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

...厚生労働大臣優良賞

...都道府県労働局長優良賞 都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

...厚生労働大臣優良賞

...都道府県労働局長優良賞 都道府県労働局長奨励賞

### 2 対象となる企業

「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業が候補となります。  
詳細は均等・両立推進企業表彰実施要領(別紙)をご覧ください。

### 3 応募受付期間

平成23年1月1日から3月31日まで( 当日消印有効 )

### 4 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、神奈川県労働局雇用均等室あてにファクシミリまたは郵送にて応募してください。

### 5 実施要領・応募用紙の配付

厚生労働省ホームページより各種様式をダウンロードできます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000z1z6.html>)

### 6 受賞企業の表彰

平成23年10月に表彰状の授与等を行う予定です。

### 7 お問い合わせ先 神奈川県労働局雇用均等室

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎  
: 045-211-7380 FAX: 045-211-7381

- 添付資料： 1 「均等・両立推進企業表彰」神奈川労働局長賞受賞企業一覧  
2 平成23年度 均等・両立推進企業表彰公募リーフレット

**均等推進企業部門 神奈川労働局長賞受賞企業一覧**  
(平成11年度～平成22年度)

年 度	企 業 名	業 種	規 模
平成11年度	株式会社有隣堂(労働大臣努力賞)	卸売・小売業	B
	株式会社ファンケル(女性少年室長賞)	製造業	C
平成12年度	該当企業なし		
平成13年度	松下通信工業株式会社 (現:パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社)	製造業	A
平成14年度	アツギ株式会社	製造業	C
平成15年度	該当企業なし		
平成16年度	日本ビクター株式会社	製造業	A
平成17年度	株式会社横浜銀行	金融・保険業	B
	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	製造業	C
平成18年度	該当企業なし		
平成19年度	該当企業なし		
平成20年度	該当企業なし		
平成21年度	該当企業なし		
平成22年度	コストコホールセールジャパン株式会社	卸売・小売業	B
	株式会社C I J	情報通信業	C

規模について(労働者数)

A: 5,000人以上 B: 1,000~4,999人 C: 300~999人 D: 100~299人 E: 30~99人  
F: 30人未満

ファミリー・フレンドリー企業部門 神奈川労働局長賞受賞企業一覧  
(平成11年度～平成22年度)

年 度	企 業 名	業 種	規 模
平成11年度	株式会社さいか屋(女性少年室長賞)	卸売・小売業	B
平成12年度	該当企業なし		
平成13年度	日本ビクター株式会社	製造業	A
	株式会社ファンケル	製造業	C
平成14年度	株式会社横浜銀行	金融・保険業	B
	株式会社有隣堂	卸売・小売業	B
平成15年度	日立INSソフトウェア株式会社	情報通信業	C
平成16年度	神奈川中央交通株式会社	運輸業	B
	日本電気航空宇宙システム株式会社	情報通信業	C
平成17年度	パナソニックモバイル コミュニケーションズ株式会社	製造業	B
	相模鉄道株式会社	運輸業	B
平成18年度	セイミケミカル株式会社	製造業	C
平成19年度	NECエレクトロニクス株式会社	製造業	A
平成20年度	株式会社富士通ワイエフシー	情報通信業	C
平成21年度	富士ソフト株式会社	情報通信業	A
平成22年度	コストコホールセールジャパン株式会社	卸売・小売業	B

規模について(労働者数)

A : 5,000人以上 B : 1,000～4,999人 C : 300～999人 D : 100～299人 E : 30～99人  
F : 30人未満